

厚生 2-1622 No.17.

秘密指定解除

公文書監理室

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については電信一般問合せ係 (TEL 2172) に連絡ありたい。

電 信 写

総務省(1部)

74年 月 日 時 分

韓
本 省発
着

74年 月 日 時 分

ア北

外務大臣 殿

後宮(大使)

臨時代理大使 総領事 代理

旧軍人・軍属等韓国人遺骨の返かん問題

第295号 極秘

貴電ア北第107号に関し

13日、外務部ボク東北ア/課長は、他用をもつて往訪した川島に対し要旨次の通り述べた。

1. 韓国政府は、本年に入つてからの閣議にかけて本件遺骨の返かん問題を早急に決着させることとし、國務總理より外務・保社両部に対し指示がなされて、冒頭貴電の対日申入れとなつた。3月10日という期日は、日韓の所要の交渉を2月中旬ないし下旬に完了して、実際に遺骨引渡しを実現させるための日どりであり、他方、こういう期日を設定したことは、本件を決着させる上での外務部の責任（ボク課長は、即ち担当課長たる自分の責任問題であると明言した）を明確にした意味がある。

（何故この時機になつて、いわば、突然こういうTARGET DATEが出て来たのかとの当方の間に対し）実は、国内事情でこういうことを申し上げるのは、はずかしい気もするが、從来、韓国側は遺骨一括返かんを口にしな

大政官	外外儀官
務務	典房
次次	長長
臣官官	審審長長
儀總人	電厚計

書文会庄海

調	參企析調
長	

領	參領旅查移
移	
長	

家地中東二	
昇	東西
米	參北北保
長	
中南審	參一二
歐	參西東洋
長	西東二

近ア	參書近ア
經	次總經國資
長	源海
經	參貿統國博
協	參政技一理
長	書國三二

柔	參政協規
長	
國	參政經科
長	軍社專
情	參道内外
長	
文	參一二

秘密指定解除

公文書監理室

注 意

電 信 写

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については電信一般問合せ係 (TEL.2172) に連絡ありたい。

がらも、その実、本件を責任をもつて推進する国内官庁の体制ができていなかつたのであり、その意味もあつて。先般、閣議にまで上げて、國務總理より、対内的には保社部が全責任をもつてつい行するよう更めて指示した次第であり。やつと一括返かん実現への眞の体制ができ上つたということである。

2. 自分（ボク課長）は、過去10年にも及ぶ本件の日韓間交渉を詳細にべん強してみて、如何に本件実現が遅延されて來たか、日韓双方の態度に誠に不満足である。韓国側は、遺この一つの一括返かんに固執するものであり。自分が種々記録して當つた結果、日本側もこれを受入れないとほしておられないと了解する。日本側の態度について言えば、そもそも日本に微用された旧軍人等の韓国人の遺この一つで、もはや戦後30年近くになんなんとするこの時期に、何故個々の遺族をほり出さなければ韓国に返せないと日本は主張するのだろうか（これに対しては、当方よりは、冒頭貴電2. 上段の趣旨により應待しあいた）。遺族等の判明したものについては、もち論当該者に返かんし、判明しない者については、韓国政府が責任をもつて処理するという方式に日本の本質的な反対があり得ようとは思われない。

3.

秘密指定解除

公文書監理室

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については電信一般
問合せ係 (TEL 2172) に連絡ありたい。

電 信 写

4. 韓国側についても、上述のように国内体制の乱れがあつたことは否めず。また、個々の遺族から韓国政府に対する財政的クレームがあつた場合にどう処理するかの問題は残っている。

しかし、とにかく、現在最も重要なことは、本件の人道的性格にかんがみ、速かに日韓間で解決のための合意を得ることであり、いたずらに遅延すればサハリン在住韓国人の引あげ問題等と関連して韓国内の対日ムードそのものにも影響し得る点注意が必要であろう。

(了)